

環境・水資源省

ブルキナファソ
統一・進歩・正義

1997年1月31日付法律第006/97/ADP号の発布を対象とする1997年3月17日付政令111/PRES号

閣僚議長であるブルキナファソ大統領は、
憲法を鑑み、

1997年1月31日付法律第006/ADP号の発布を伝える1997年2月28日付書簡4G/ADP/PRESS/CABを鑑み、
下記の政令を布告する。

第006/97/ADP法

第1条：ブルキナファソ森林法を対象とする1997年1月31日付法律第007/97/97号を発布する。

第2条：本政令は、ブルキナファソ官報に記載する。

ブルキナファソ森林法

ウダガドゥグウにて1997年3月17日

バレーズ・カンパオレ

ブルキナファソ森林法を対象とする 1997 年 1 月 31 日付法第 007/97/97 号

国民代議士国民議会は、

1991 年 6 月 2 日付憲法を鑑み、

国民議会議員の任務有効性に関する 1992 年決議第 01/92 号を鑑み、

1997 年 1 月 31 日議会で下記の内容の法律を審議・可決した：

序文・一般条項

第1章 - 目的

第 1 条：本法律は国家森林政策に従い、森林天然資源、動物資源、漁業資源の保存・管理に関する基本原則を規定する目的を持つ。

第 2 条：本法律はこれらの資源の必要な保護と住民の経済・文化・社会に関する需要充足の間に調和のとれた結合の構築を目指している。

第 3 条：本法律では、資源の長期参加型管理原則を推進しつつ、森林・動物・漁業サブ・セクターの優れた開発に適した条件を定義する。

第2章 - 一般規則

第 4 条：森林、動物、漁業資源は天然資源を形成しているので、憲法に従い、国家財産の一部をなしている。

森林、動物、漁業資源は、人類の利益のため保護され、国民生活環境改善のためその価値を高めなくてはならない。

国民一人一人は、国家財産を尊重しその保護に寄与する義務がある。

第 5 条：国家は、森林、動物、漁業の各資源保護の責任者である。国家は、天然資源使用、開発、管理に関わる関係者全員と協議し、森林技術部署を通じてこの責任を行使する。

第3章 - 国家森林政策

第 6 条：森林、動物、漁業資源は、下記に国家森林政策と呼ぶ国家政策の対象となる。

国家森林政策では、政府決定の総合目標実現のため、関係機関や組織全体と協議

して生まれる補充活動を保証する。

第 7 条：国家森林政策は下記の主要基本選択事項を基礎に置いている：

- 生物多様性の保護
- 経済発展と生活環境改善を目指した森林・動物・漁業各資源の活用
- 住民の雇用創出と収入発生
- 天然資源の地方分権管理を通じて、森林活動の発案、実施、フォローアップ、評価においての住民参加と効率的な責任負担

第 8 条：森林、動物、漁業資源の維持管理、再生、保護活動資金に当てる森林基金を形成する。

第 9 条：森林基金は下記が資金援助する：

- 国家予算
- 二国間又は多国間協力機関による資金援助
- 私法の個人や法人の寄付や贈与
- 財政法で規定した他の収入全て

第 10 条：本法律適用文ではこの基金運営に関する組織と条件を明記している。

第1編 - 森林

タイトル 1 - 森林所有地

第 11 条：森林所有地は公有林と民間林がある。

第1章 - 定義

第 12 条：本法の解釈では、農業活動から起因する植生を除く樹木と灌木の植生に覆われた空間を森林と考える。

第 13 条：修復地域や再植林地域も森林法の適用を受ける。

第 14 条：修復地域とは、樹木復元活動のため、境界を設けた劣化した土地区画を指す。再植林地域とは、植林目的のため境界を設けた木々を刈り取った空間をさす。

第 15 条：森林製品も森林法の適用を受ける。

森林製品とは、樹木と灌木の植生から出来た製品と森林内部に存在する全ての物を指す。

第2章：公有林

第16条：公有林とは、本タイトル第1章で規定したごとく民間所有ではない全ての森林を指す。公有森林とは指定林又は保護林である。

第17条：公有林は国家財産と地方自治体財産に分けられる。

国家と地方自治体間の森林の配分条件は、本法律、本法律適用文並びに地方自治体財産構成規定法で規定する。

第1部：国有林

第18条：国有林は下記で構成する：

- 指定取消し手続きの対象ではない本法律有効日に国家の名前で指定した森林
- 本法律条項とその適用文適用により国家の名前で指定した森林

第19条：公有林は全て、国家総合利益の目的として国有林の指定対象となることができる。

第20条：規模や生態学上の重要性や美的価値を考慮すると、一地方自治体の能力や資金を超える管理対策や予防措置が必要となる森林は、国家総合利益の対象となる。

第21条：生物圏保護区、国立公園、全面自然保護区、自然聖域も同様に国家総合利益の対象となり、強制的に国の指定となる。これらの空間は特別法の適用を受ける。

第2部：地方自治体所有林

第22条：地方自治体所有林は、私有林と国有林を除く国土にある全ての森林で構成している。

第23条：地方自治体林は、地方総合利益のため地方自治体指定の対象となることができる。

第24条：規模や生態学上の重要性や美的価値について、関係地方自治体の能力や資金範囲で長期合理的管理ができる森林は地方総合利益の対象となる。

1 地方自治体の利益を超えず保全目的に適用した森林も同様に地方総合利益の対象となる。

第3部：指定と指定取消し

第25条：上述の第19条と第23条に従い、森林は、国有林あるいは地方自治体林として分類することができる。

第26条：森林の持つ総合利益のレベルに伴った森林指定を受けると、使用権と開発法規に関する特殊制限規制の適用も受けることとなる。

指定森林対象以外の森林は保護林と呼ばれる。保護林は、使用権と開発権共通法規の適用を受ける。

第27条：指定林に分類されると、本法律適用文で明記した条件下、境界や標識設置などの作業を実施しなくてはならない。

第28条：反対条項がない限りは、国有林と指定すると、森林担当大臣の提案を受けた後閣議による政令を發布する。

地方自治体と指定すると、森林担当大臣の評議を受けた後地方管轄自治体の決定した地方令を發布する。

第29条：森林指定証書には、指定の目的、森林の正確な境界線、主要用途又は独占的な用途、管理条件を明記する。

指定手続きの様々な段階での条件、とりわけ農村部総合開発の一環とした森林活動参加型アプローチと統一事項の厳守について、法律適用文で明記する。

第30条：国有林証書と地方自治体林証書は改正することができる。
指定改正手続きについては、法律適用文に明記する。

第31条：国有林と地方自治体林の指定は不変ではない。国有林や地方自治体林指定は取り消すこともできる。

国有林を地方自治体の利益のため国有林指定から取り消すこともできるし、逆に、地方自治体林を国の利益のため地方自治体林から取り消すこともできる。

第32条：国有林指定取り消しにより、森林担当大臣の提案を受けた閣僚決定政令を發布する。

地方自治体林取り消しは、森林担当大臣の評議を受けた後地方管轄自治体の決定の地方令を發布する。

第3章：私有林

第33条：私法の個人や法人は、法律に従い購入したり植林した森林所有者となる。

私法の個人や法人は、正式な土地用益権を所有した場合のみ森林所有者となる。

第34条：私有林については、本法律適用に従う規制を受け自然界保護のため課した開発宣

言や制限事項を留保しながらも、私有林所有者が自由に管理する。

タイトルII－森林管理

第35条：森林の保護、開発、運営については、調和のとれた合理的な管理を行う。

国家森林部署が本法律第4条に従い国家財産として森林資源保護の責任者となる。

第1章：管理原則

第36条：森林管理は森林財産に関する保護統合、開発、使用についての原則を基礎とする。

森林管理を通じて、我々の世代の社会・経済と文化需要を充足させ、更には、未来の世代の自然環境保護を保証していく。

第37条：森林は、国家あるいは地方自治体監督下、現行規制と協議した参加型アプローチを厳守して、管理していく。

第38条：国有林は、国家森林部署が管理する。しかしながら、国有林管理を本法律で規定した条件下、第三者に委任することもできる。

第39条：森林部署は、契約により、国有林を、私法又は公法を受ける個人や法人に対して、国有林の一部開発を委任できる。この契約には、開発条件と製品分布条件を明記した仕様書を添付する。

国有林管理条件は、出来る限り近隣住民に利益となる得点を盛り込んだ適用法律文で明記する。

第40条：地方自治体林管理については、パートナーシップのもと設立した管理組織を通じて、地方自治体が実施する。管理組織設立は、地方自治体管轄部署の行政令を發布して実施する。

第41条：森林管理は森林整備計画規定に従い実施する。

森林整備計画は森林部署が作成するか、森林部署管理の下作成する。森林整備計画について、国有林の場合、森林担当大臣省令、地方自治体林の場合は関係地方自治体管轄当局の行政令を使って承認する。

第42条：森林整備計画は、新たな条件が加えられ必要と見なされた場合、改正できる。計画改正手続きは計画作成手続きと同じである。

第2章：森林保護

第1部：一般条項

第43条：森林は、自然であれ人災であれ劣化や破壊に対して保護される。

第44条：森林保護は、国家、地方自治体、近隣村共同体に課される義務である。

第45条：森林保護とは、森林財産の維持管理、再生、保存活動全体を意味する。森林保護には、整備計画と管理契約に関する現行規制厳守が含まれる。

森林部署は、法律適用文で明記した条件下、この義務事項厳守に寄与する。

第46条：民族特有植物の持つ特別な利益と絶滅の危機に対する配慮から、森林の一定種は、特殊保護措置を受ける。これらの種のリストは森林担当大臣の省令で決める。

第47条：国土内への森林外来種の持ち込みには、森林担当大臣の事前許可が必要となる。

第48条：森林全体について、森林担当行政機関は、傾斜地の固定、浸食に対する土壌や建造物の保護、貴重な種や脆弱な生活圏の保護、水源や河川の保全など、環境の固有条件に従った必要な全措置を講じる権限がある。

第2部：開墾

第49条：規制で規定した面積を超えた森林面積の開墾については、事前の許可が必要となる。

この特別許可発行条件は法律適用文で明記する。

第50条：開墾を要する大型工事施工は、環境に対する影響調査に従うものとし、森林担当大臣の事前許可が必要となる。

第51条：どのような種類の森林であれ、生態系バランス維持に対する特別な重要性を配慮して、森林担当大臣は、省令を發布して、開墾できない地域を決定できる。

第3部：低木林の火入れ

第52条：森林火災を防止するため、現行規制で規定した範囲以外での低木林の火入れを禁止する。

第53条：特定地域で早期火入れや監視下の火入れを、森林整備活動の一環として実施する場合、これらの火入れを現行規制を厳守して実施する。

第3章：開発

第54条：森林開発とは、森林製品を使用して経済利益を上げる活動と解釈する。

森林開発とは、家庭、商業、工業のそれぞれの目的で実施することができる。

第1部：家庭用開発

第55条：家庭用開発とは、収穫や採集などの伝統的使用権の形式で行う。

第56条：指定森林では、伝統的使用権は、近隣住民のために認められている行為である。これらの行為とは、落ちた枯れ木の収集、果実の収穫、薬用植物の収集である。

第57条：保護林では、近隣住民のため認めた伝統的使用権とは、栽培、放牧、森林製品の収穫である。

第58条：あらゆる伝統的使用権は、適用森林整備計画を使って、森林毎に許可することができる。

第59条：伝統的使用権履行は、使用者の私的、個人的、家族の需要充足のみに限られている。伝統的使用権は、現行規制を厳守すれば、許可証無しで無料で行使できるが、この使用権を使って、商業開発はできない。

第2部：商業開発と工業開発

第60条：商業又は工業目的の森林開発は全て使用料支払いが必要となる。

第61条：開発業者は、森林生産と森林保護双方の利益両立を基礎とした森林管理合理化目的に作成した森林整備計画の規定に従う義務がある。

第62条：森林は、直接所有者あるいは所有者以外の開発業者が開発するが、どちらの場合でも、公共法による行政機関の許可が契約を基礎とする。

第63条：森林採取検査とフォローアップを目的として、森林内部の樹木伐採は全て伐採許可証が必要となる。但し、有益な長期農業活動はこの例外とする。

第64条：伐採許可証発行には、使用料の支払いが義務付けられ、徴収料金の率、基準、徴収条件は財政法で規定する。

第65条：森林部署は、森林作業の実施や技術アドバイスに関して、開発業者が必要とすれば、無料又は有料で支援を提供する。

森林部署は、森林開発条件の検査を実施する。

第66条：地方自治体林開発は、農村開発営林事業統合義務事項に一致するものでなくてはならない。地方自治体林開発は、農業・牧畜、森林生産全体の適切な長期管理に寄与するものである。

第67条：地理的位置と村落共同体の距離に従い、地方自治体林は、直接地方自治体が開発するか、間接的に近隣村落が開発する。

第68条：森林政策を支える参加型アプローチ適用のため、地方自治体は、地方自治体林開発を管轄内の近接村落共同体や中間村落共同体に譲渡できる。

第69条：地方自治体から村落共同体に譲渡した使用権に関する条件とこの使用権検査条件は、契約に明記する。契約条件では、村落共同体管理権限の範囲、この共同体と地方自治体の協力条件、この共同体責任事項履行条件を規定する。

第70条：商業目的の森林製品の貯蔵と流通には事前許可が必要となる。

森林担当大臣、運輸大臣、商業大臣は、共同省令を發布して、森林製品の流通と貯蔵条件を決定する。

第二編 - 動物相

タイトル1- 動物相の保護

第1章：保護の定義と原則

第71条：本法律の解釈では、動物相とは、魚類、軟体動物、甲殻類を例外とした自然界に自由に生息したり捕獲された野生動物全体を指す。

第72条：動物保護区とは、動物相とその生息環境を保護するため特別に設けた空間である。

第73条：動物相保護は、様々な種とその生息環境保護を目的としている。

第74条：国内に生息する全ての野生動物は、本法律、追加法律文、法律適用文、ブルキナファソが批准した国際協定で規定した動物相保護の恩恵を受ける。

第75条：野生動物は、当然与えられるべき尊重を受けながら人間によって扱われる。不要な苦しみや破壊行為を野生動物に与えてはならない。

第2章：保護区

第1部：保護区の定義

第76条：動物相生息地を保護するため、国土一部を動物保護区形成のため指定し割り当てることができる。

第77条：ブルキナファソ国内で設立できる動物相保護区を下記に挙げる：

- 国立公園
- 全面又は一部動物保護区
- 生物圏保護区
- 聖域
- 飼育牧場
- 地域避難所
- 狩猟目的の村落地域

ブルキナファソが正式批准した国際協定の適用を受け、必要に応じ、他のタイプの動物保護区を設立することもできる。

第78条：各動物保護区は動物相担当大臣が承認した整備計画の対象となる。

整備計画では、実施すべきインフラ事業を定義し保護区内部での実施活動を明記する。

第79条：出来る限り全ての動物保護区には、緩衝地域を設置しなければならない。

緩衝地域とは、保護区の目的に一致する経済、社会、文化使命を帯びる特別整備実施周辺地帯を指す。

緩衝地域は保護区の一部をなす。

第80条：反対法律がない限り、動物保護区の指定と指定取り消し手続きは、国有林に適用する手続きと同じである。

第2部：聖域と生物圏保護区

第81条：生物圏保護区とは、生物学、生態学、文化的、歴史的な特徴を理由として、世界遺産として認定された地域である。

第82条：聖域とは、絶滅危機の脅威を極端に受けている動植物共同体や地域保護に当てた地域を指す。

第83条：聖域と生物圏保護区の設立は法律の対象となる。

第84条：聖域や生物圏保護区設立に関する法律では、これらの地域の保護や整備の特殊条件を提起する。

第3部：国立公園

第85条：国立公園とは、科学的又は美的価値のある植物相、動物相、水資源、土壌、景観、地層形成保護を目的とし、国家の名で指定した国土の一部である。

第86条：国立公園の設立は法律の対象となる。

第87条：例外を除き、整備計画の文書と規定を留保しながらも、国立公園は、全使用権を免除される。

国立公園の設立文に、必要な場合には、近隣地方住民の利益のため規定した補償対策を明記する。

第88条：国立公園内部では、放牧、開墾、狩猟、農業・営林・鉱業開発、ゴミ廃棄、汚染を伴う活動、野放しの火入れや環境保護保全に反する活動は全て一般的に禁止されている。

しかしながら、釣りは、国立公園関連整備計画で許可することも可能である。

第89条：国立公園への入園、巡回、滞在についての特殊条件並びに住民の国立公園管理への参加規約を、設立文書に明記する。

第90条：観光と文化目的を持つ国立公園の整備と活用を謳った協定議定書を、国家と私法の個人や法人と結ぶこともできる。

第4部：動物保護区

第91条：動物保護区は、野生動物の繁殖と保護並びに生息地整備のため、国家の名で指定した地域を指す。

動物保護区には、全面保護区と一部保護区がある。

第92条：動物保護区は動物相全種保護のために設置されたので、ここでの狩猟活動は禁止する。

動物一部保護区は特定種特別保護のために設置されているので、ここでの狩猟活動は許可されている。

第93条：動物全面保護区は法律の対象となる。動物一部保護区は、閣議決定の政令で設立する。

第94条：動物保護区活用の一環として徴収した使用料は、国家予算と地方自治体予算で配分する。

第4部：地域避難所と狩猟目的の村落地区

第95条：本法律の解釈では、地域避難所とは、動物種の再生産、繁殖、開発並びにこれらの種の生存に必要な生息地の保護に価値を与えるため、地方自治体の名で指定した保護地域を指す。

第96条：地方避難所は、地方自治体林と同じ条件で設置する。

第97条：地方避難所は、動物相担当技術部の支援を受ける。

地方自治体は、地方避難所の管理に関連した村落共同体代表者による友好的な参加を確保するため、必要な全措置を講じる。特に、地方自治体は、パートナーシップを基礎とし、管理特別機関を設置することができる。尚、この機関の構成は追加法律文と適用法律文で定める。

第98条：地域避難所内部で許可する活動は、地方動物相担当部署の支援を受けて地方自治体が決定する。

第99条：狩猟目的の村落地区とは、狩猟資源開発に当たった基本共同体の郷土の一部を指す。この地区の設置については、村落管轄機関の会合の報告で提案し、管轄当局行政令で確認する。

第100条：狩猟目的の村落地区の管理は、村落の協会や団体あるいは法人資格を持った法律に従う組織が実施できる。これらの地区は、関連共同体と狩猟活動営利団体動物専門家間の賃貸対象となりえる。

第101条：狩猟目的の村落地区で許可する活動は、地方動物相担当技術部署の支援を受けて基本共同体が決定する。

第102条：地方避難所と狩猟目的の村落地区の一環として徴収した使用料は、地方予算と村落動物相管理組織の間で分配する。

第3章：動物相種の分類

第1部：分類の原則

第103条：動物相種は、全面保護種と一部保護種の2つの分類に分ける。

第104条：全面保護種の動物は全てリストAと呼ぶ保護リストに記入する。

一部保護種の一部はリストBと呼ぶ保護リストに記載する。

本法律の解釈では、一部保護種に記載されていない種は、保護リストの対象とはならない。

第105条：保護リストAとBは閣議決定の政令で可決する。

第106条：動物の数の変化に対応するため、保護リストは定期的な修正ができる。

第2部：適用制度

第107条：全面保護種について、捕獲、狩猟、卵の採集などを含め全ての採取を禁止する。

第108条：保護リストBに記載した一部保護種は、屠殺範囲と割当量に関して特に厳しい監査下にある捕獲制度に従うものとする。

第109条：リストに記載されていない種は、本法律とブルキナファソが批准した国際協定で規定した動物相保護一般対策の保護下に置かれる。

第110条：動物相担当大臣は、一部保護種リストに記載した一定動物について、それらの動物や動物の生息地が重大な脅威に晒らされていたり、更には、それらの動物の再構成を助長する目的で、一時的に全面保護種に置くことができる。この場合、一般国民とりわけ狩猟団体に対し、適切な手段全てを使って幅広く情報を提供する。

この一時的な特例保護措置は、狩猟3シーズンを超えることはできない。

第111条：関連地方当局の提案を受け、地方自治体管轄機関は、関連地域内で野生動物の全面又は一部保護のために措置を講じることができる。

タイトルII：動物相の開発

第112条：動物相の開発は、主に狩猟、捕獲、採取、収獲用家畜、牧場の家畜、観光用動物などが挙げられる。

第1章：狩猟

第1部：狩猟権

第113条：狩猟とは、自由な動物を破壊する目的で殺傷したり、追跡したり、狙ったり、鳥や爬虫類の卵を採集する行為である。

第114条：狩猟にはスポーツ狩猟と生活の糧のため又は伝統狩猟という2種類がある。

第115条：本法律の解釈では、スポーツ狩猟とは、娯楽とスポーツ目的のためスポーツ狩猟許可証保持者による非営利目的の狩猟を指す。

生活の糧あるいは伝統狩猟とは、個人や家族の消費需要を満たすため地域共同体がその領土内で行う狩猟を指す。

本章の例外措置として、伝統狩猟は、動物相担当大臣省令が規定した条件下実施している。

第116条：狩猟権は18才以上の全ての人間に認められている。

第117条：狩猟での火器の使用条件は、動物相担当大臣省令が規定する。

第118条：狩猟を行うと、動物相担当大臣と財務大臣の共同省令で決めた条件に従い屠殺料金支払いが生じる。

第119条：法律の正式例外措置がない限り、狩猟許可証所有者以外は、何人も正式に狩猟を行うことはできない。

第120条：スポーツ狩猟許可証には次の3種類が存在する：

- ブルキナファソ国籍の人間に発行する国内狩猟許可証又は許可証分類A
- 最低でも6ヶ月ブルキナファソに居住する外国籍の人間に発行する外国人居住者狩猟許可証又は許可証分類B
- ブルキナファソに居住しない外国人に発行する観光客狩猟許可証又は許可証分類C

第121条：それぞれの許可証に、小規模狩猟、中規模狩猟、大規模狩猟に分ける3つのレベルの権利を与えている。各レベルの許可証は動物相担当大臣省令で明記した動物種の屠殺を許可している。

第122条：特殊な活動を伴う狩猟と捕獲について、科学的狩猟・捕獲許可証と商業捕獲許可証という特別許可証取得を義務付けている。

第123条：科学的狩猟・捕獲許可証については、著名な科学機関に対して、科学研究の必要事項を満たす目的に限り、全面保護動物を含めた野生動物の屠殺や捕獲を許可するため、動物相担当大臣が発行する。

第124条：商業捕獲許可証は、販売目的のため生きた野生動物捕獲を許可するため、認可された人間に発行する。

第125条：本セクションで規定した狩猟・捕獲許可証は全て、特定地域について一定期間にのみ、動物相担当技術部署が発行する。

第2部：狩猟実施

第126条：狩猟シーズンは、動物相担当大臣の省令により毎年決定する。

第127条：動物相復元のため、例外的に、狩猟を全国土又は一部を一時的に禁止することができる。

狩猟禁止決定は、閣僚の政令で行う。この政令では禁止期間を規定するが、狩猟シーズン3シーズンを超えることはできない。

第128条：動物相一部保護区や地域避難所内部での狩猟は、現行法で規定した入場特別条件に従うものとする。

第129条：民間所有地では、狩猟は、土地所有者にのみ限られ、所有者は狩猟法を厳守する。

しかしながら、土地所有者は、所有地内での狩猟を他の人間に許可することができる。

第130条：出血した動物や妊娠中の雌の狩猟は正式に禁止する。

第131条：夜間狩猟、火器、有毒化学物質、罟、目を眩ますような照明を使用した狩猟、更には、動物相の大量破壊や淘汰破壊をする手段を使用した狩猟は、全国土で禁止する。

第3部：狩猟ガイド

第132条：動物保護区と地域避難所での、狩猟探検案内は、狩猟ガイドと呼ばれる認可されたプロの専門家のみが実施できる。

第 133 条：狩猟ガイドとは、客のためにスポーツ狩猟探検を案内する職業を行う個人である。業務の遂行について、ガイドは経験のある現地を良く知る人間の補佐を受けられることができる。

第 134 条：狩猟ガイドの肩書きは、年齢 30 才以上 60 才までの狩猟試験に合格した人間に与えられる。

第 135 条：狩猟ガイド試験には、動物相、安全、種の識別に関する規制に関するガイド知識と火器取り扱い能力を検査する目的がある。
狩猟ガイド試験実施条件は、動物相担当大臣省令で決める。

第 136 条：狩猟ガイドは、免許料支払い後、動物相担当行政機関が発行した狩猟ガイド免許保持者でなくてはならない。尚、この免許料金の金額は、動物相大臣と財務大臣による共同省令で規定する。

第 137 条：狩猟ガイドには客の安全を監督する役割がある。狩猟ガイドは、自らが第三者に起こした損害に連帯責任を持つ。狩猟ガイドは、現行の動物規制を客が違反した場合その共犯と見なされるが、このような違反行為を防ごうと最大限の努力をした事実を立証した場合はその例外とする。

第 4 部：狩猟製品

第 138 条：狩猟製品とは戦利品と獲物である。戦利品とは、動物の保存できる確認できる部分を指す。
獲物とは、動物の保存できない部分又は動物の骸骨を指す。

第 139 条：獲物を狩猟場所に放棄することは正式に禁止されている。放棄に根拠がある場合、狩猟者は、肉の浪費を避けるため、地域動物相担当部署あるいは近くの村に即刻通知する。

第 140 条：狩猟品所持を証明する書類を添付しなければ、狩猟品を流通したり貯蔵できない。
死んだ状態や生きた状態の動物並びに戦利品に関する所持、譲渡、流通条件と輸入規則は、適用法律文で規定する。

第 141 条：野生動物の肉の商業活動は許可されている。この商業活動は、認可された商人

と食堂経営者が実施する。

認可済み商人と食堂経営者は、規定に従った屠殺場から入った野生動物の肉しか扱ってはならない。

第 2 章：飼育牧場と動物飼育

第 1 部：飼育牧場

第 142 条：本法律の解釈では、飼育牧場とは、屋外の自然環境で動物を繁殖し開発する活動であり、そのために野生動物の発展と野生動物の自然環境に対する愛着を助ける目的を持つ特別整備事業の実施を意味する。

第 143 条：個人による飼育牧場経営には、動物相担当大臣の許可が必要となる。
適用法律文では、この許可証の発行条件並びに飼育牧場経営に矛盾しない組み合わせることのできる活動を明記する。

第 144 条：牧場を越えた動物の自然移動を、柵や他の障害物を設置して妨げてはならない。

第 145 条：牧場での飼育動物には、捕獲の合理的管理を実施するために、地域動物相担当部署あるいは経営者による定期的な監視が必要となる。

第 2 部：動物飼育

第 146 条：本法律の解釈では、動物飼育とは、捕獲したり半自由な状態で飼育した野生動物の営利目的の繁殖活動を指し、野生動物の肉と動物産物の商業化を目的としている。

第 147 条：動物種の飼育は、個人所有地内部で、個人や法人が組織できる。

第 148 条：野生動物飼育には、動物相担当大臣の事前許可が必要となる。

第 149 条：全面保護又は一部保護の動物種は全て飼育できる。しかしながら、全面保護種の捕獲や売買は、適用法律文で明記した特別条件に従うものとする。
飼育者は、飼育対象となる種の申告義務がある。

第 150 条：動物飼育区域は、適切な方法で柵を講じなくてはならない。

第 151 条：飼育用動物は飼育者の所有物である。飼育用動物は狩猟法規など総合動物規制の対象とならない。

動物飼育所有者は所有野生動物が第三者に与えた損害に責任がある。

第 152 条：動物飼育製品の商業化は、例外事項がない限り、動物相に適用する一般規定、ブルキナファソが批准した国際協定に従うものとする。

第 3 章：譲渡

第 1 部：譲渡原則

第 153 条：狩猟や飼育牧場という営利目的で、動物一部保護区、地域避難所、国家飼育牧場での動物資源開発権は、私法の個人や法人に譲渡できる。

第 154 条：譲渡権は、譲渡地域の状況に従い規定した年間使用料を支払って、有償形式で与えられる。

譲渡により、譲渡地域で、開発独占権が権利受益者に与えられる。

第 155 条：譲渡は、入札方式を使用し、最低 5 年間、動物相担当大臣が与える。本法律適用文で、入札条件を明記する。

第 156 条：動物開発権利獲得者には、動物相担当大臣省令が規定した仕様書の厳守が義務付けられている。

第 157 条：権利獲得者は、譲渡証書で規定した最大期間以内に、譲渡地域の整備計画を作成し、地方動物相担当行政機関の承認を受けるため提出する義務がある。

第 2 部：狩猟と観光に関する譲渡

第 158 条：地域権利獲得者は、動物相担当大臣発行の開発許可書所持者でなくてはならない。尚、この許可書は料金を支払って毎年更新する。1 人の権利獲得者による国土内での地域開発は、1 地域に限定する。

第 159 条：譲渡地域での狩猟や観光案内は、狩猟並びに観光ガイドの独占管轄となる。譲渡獲得者は、好きなように自分でガイドを選ぶことができる。

第 160 条：地域譲渡仕様書では、地域の利用、地域の効果的運営、動物資源の保護など譲渡獲得者の義務事項を規定する。この仕様書では最低限のインフラ設備も明記する。
この仕様書では、同様に、権利獲得者と地域住民の関係を規定する原則も規定する。

第 3 部：飼育牧場の譲渡

第 161 条：動物相担当大臣の許可を受けた人間のみが飼育牧場の譲渡を受けることができる。この許可証は、毎年料金を支払って更新する。1 人の権利獲得者による国土内での飼育牧場譲渡は 1 地域に限定する。

第 162 条：飼育牧場権利獲得者に関する仕様書には、地域の利用、地域の効果的開発、動物資源保護など譲渡獲得者の義務事項を規定する。この仕様書では飼育牧場で有効な形で組み合わせることのできる活動も明記する。

第 163 条：権利獲得者は、観光ツアー開催のため、観光開発業者に開発権を販売できる。

第三編 - 漁業と養魚

タイトル 1 - 資源保護の一般規制と原則

第 1 章：定義

第 164 条：本編の規定は、RAF など現行法律で規定した国有水源全体に適用する。
この規定は、正式な規定がない限り、遊泳する魚が自然には入ることができない個人所有の水源、例えば、個人所有の湖沼、溝、井戸などには適用しない。

第 165 条：本法律の解釈に従えば、漁業とは、ブルキナファソ水源の漁業資源を、捕獲、巻上げなどの許可された手段を講じて行う行為を指す。

第 166 条：本法律の解釈では、養魚とは、魚、なん体動物、甲殻類、両生類、植物などの水生有機物の飼育を指す。

第 167 条：漁業資源とは、水中に住む捕獲したり取ることのできる生物を指す。

第 168 条：本法律の解釈では、漁業単位とは、漁民の長と助手で構成するグループを指す。
漁業単位の助手は 2 名と限る。

第 2 章：漁業資源保護

第 169 条：これ以上厳しい規制を受ける以外にも、漁業のため下記を禁止する：

- 水棲生物の感覚を麻痺させたり、弱くしたり、殺す目的の有毒物の使用、
- 爆薬や火器の使用、
- 水棲生物に対する電磁気や感電方式の使用
- 稚魚捕獲用に布や網を使った装置の使用

第170条：産卵場での漁業と幼魚や稚魚の破壊は恒久的に禁止する。

他の管轄行政機関と審議した後、漁業・養魚担当大臣の省令では、漁業を禁止する地理境界を明記する。この省令を地域行政当局の規則で補完する場合もある。

第171条：外国産の種や卵の導入については、漁業・養魚担当大臣許可が必要となる。

本条項は、本編タイトル1の第1章で規定した民間水源にも同様に適用する。省令で、ブルキナファソ水源に存在し、国内での取扱いと移動に許可を全く必要としない魚リストを作成する。

第172条：漁業・養魚担当大臣は、ブルキナファソ水源での魚の放流、再放流、を奨励している。

これらの活動には管轄技術部署の事前許可が必要である。

第3章：規制当局

第173条：漁業・養魚担当大臣はブルキナファソ水源での漁業・養魚全体あるいは一部について下記を規定できる：

- a) 全種又は一定の種の漁業を禁止する期間、シーズン、時間
- b) 一時又は恒久的に漁業を禁止する地域
- c) 特定技術使用禁止地域や期間
- d) 捕獲を禁止した一定の種に関する下限の寸法
- e) 使用許可の漁業用船、機械、装置、網の目の最低寸法、最低寸法の測定法
- f) 禁止漁業の内容と方法
- g) 漁業資源保護目的の他のあらゆる措置

第174条：漁業・養魚担当大臣はブルキナファソ全土又は一部について下記を規定できる：

- a) 漁業に関する輸入、保有、輸送、機械の売買、船舶、現行の法律禁止する物質に関する規制措置、
- b) 禁止された方法で漁業したり漁業禁止の魚の保有、輸送、売買に対する規制措置
- c) 漁業の有効にする法規を対象とした他のあらゆる措置

第175条：地方行政権限範囲内で、地方行政機関は緊急の場合本章で規定した措置を講じることができる。これらの措置は、漁業・養魚担当大臣に即刻通達されなくてはならない。

第176条：経済利益となる水資源範囲に限り、管理委員会責任者は漁業・養魚担当大臣が委任した規制特権を有する。この特権に関する性質の構成は省令で規定する。

第4章：漁業・養魚活動管理・整備計画

第177条：漁業・養魚担当大臣は、漁業・養魚活動管理・整備計画を作成し、開発し、定期的に更新する。

第178条：この計画では、ブルキナファソ水源で操業できる漁業活動を規定するため、漁業・養魚状況の分析を行い、漁業資源評価を実施しなくてはならない。この計画は、短期・長期目標を提示し、これらの目標実現に必要な管理・整備対策を決め、ブルキナファソ国民全体に対して職業としての漁業と魚の消費を促進するような全対策を規定する。この計画は総括的な性格を帯びているが、地方特有の対策を挿入することもできる。

第179条：計画作成並びに改正については、漁業・養魚担当大臣は、漁業、経済、科学、社会分野各パートナー全体の答申会を催す。

第II編 - 漁業活動開発と管理

第1章：漁業と組織のタイプ

第180条：目的別に、漁業とは、商業、生活の糧、スポーツ、科学のいずれかである。

第181条：商業漁業とは、営利目的で実施し捕獲物全て又は一部の販売を行う。

生活の糧の漁業とは、魚を釣った人間とその家族の消費が基本目的の漁業資源の捕獲を指し、販売は行わない。

スポーツ漁業とは、非営利目的の娯楽の釣りを指す。

科学漁業とは、漁業資源の調査と知識獲得という目的がある。

第182条：自然又は人口の公有水源では、漁業活動は国家が運営する。

民間水源では、漁業活動は、所有者が実施する。

第183条：ブルキナファソ水源での漁業は、ブルキナファソ国民に限られている。しかしながら、漁業活動は、相互協定があれば、他の国家の国民にも与えられる。

第2章：漁業許可書

セクション1：一般規定

第184条：各種漁業操業には、法で規定した例外を除き、漁業許可証取得が必要である。

第185条：ブルキナファソでスポーツ漁業や商業漁業を望む人間は全て操業場所管轄特別漁業許可証を有しなくてはならない。この許可証は、発行地域限定で有効となる。

第186条：漁業単位については、各人が個人的に漁業許可証を所有しなくてはならない。漁業の長のみが、自分自身と助手に関する漁業許可証を申請する権限がある。

第187条：漁業許可証発行管轄当局は、本法律第210条で規定した特別管理制度を例外として、省令で規定する。

第188条：漁業許可証発行には、料金支払いを伴い、この料金の金額は省令で規定する。

第189条：漁業許可証の期限と割当条件基準は省令で規定する。

第190条：漁業許可証は個人に限るもので、貸与したり売買することはできない。

第191条：漁業許可証の発行や更新については、申請者が省令で定めた条件を満たさない場合には、拒否できる。

第192条：更に、下記の理由から、漁業許可証を拒否、一時停止、無効にすることができる：

- a) 漁業資源を保護したり、適切な管理をしたり、漁業管理・整備目標を実現する場合、
- b) 申請者が、申請前12ヶ月間について本法律や他の漁業・養魚規制の違反について再犯したと認められた場合、

第193条：漁業許可証の発行拒否、更新拒否、一時停止、無効は常に根拠があるものでなくてはならない。

第194条：漁業許可証の非更新、一時停止、停止については、常に何らかの根拠に基づくものでなくてはならない。

第195条：漁業許可証は省令で規定した形式で作成し、所有者は本法律や適用法律文で定めた条件を厳守しなくてはならない。

漁業・養魚担当大臣は、漁業許可証に、船舶のタイプや特性、許可する地域、許可する魚の種類と漁獲量、統計的義務事項など特別条件を付加できる。

セクション2：特殊規定

第196条：科学目的の漁業を行う人間は漁業許可証所持義務が免除される。

第197条：ブルキナファソ水資源での科学目的の漁業実施には、漁業・養魚担当大臣の文書による事前許可が必要である。この許可発行条件と制限事項については、漁業・養魚担当大臣の省令で規定する。

第198条：生活の糧の漁業を行う人間は漁業許可証所持義務が免除される。伝統漁業は自由で無料であり、漁業担当技術部の監督下伝統的な村の長達が開催する。

第199条：国立公園や指定林など特別保護制度を受ける地域では、漁業活動は、関連規定に従い実施する。

第3章：漁業譲渡

セクション1：定義と制度

第200条：漁業譲渡とは、国家が私法の個人や法人に対して、水資源全ての又は一部を漁業資源開発目的で独占使用权を譲渡することである。

第201条：譲渡は、有償契約の形式で行う。譲渡の期間、形式、条件は省令で規定する。

第202条：契約締結の際規定する仕様書では、契約者の権利と義務を規定する。権利獲得者は、個人的に権利と義務事項の履行が義務付けられている。

セクション2：割当

第203条：全ての個人や法人、とりわけ漁民組合は、漁業・養魚担当省の部署に対して譲渡申請を提出できる。申請と内容の条件は、漁業・養魚担当大臣省令に明記する。

第204条：漁業・養魚担当大臣は入札手続きを踏んで、譲渡を割り当てることができる。この入札手続条件は、規制で決められている。

第205条：譲渡は、下記の理由で修正したり取り消すことができる：

- a) 契約当事者同志の不一致
- b) 公益のため
- c) 契約条件の履行催促後の不履行
- d) 権利獲得者が不可抗力を唱えた場合や偶発事故を例外として、契約署名後 12 ヶ月間譲渡した水資源計画を実施しなかったり契約後 6 ヶ月を超えても開発を実施しなかった場合
- e) 現行法律や規制の違反

第 206 条：契約を公益のため修正したり取り消した場合、権利獲得者は、類似条件で同等面積の他の漁業譲渡や新しい契約の対象となる譲渡を要請できる。
他の譲渡獲得が不可能な場合、修正や取り消しにより、権利獲得者に損害が生じる場合、権利獲得者に対する賠償が生じる。意見が一致しない場合の係争は、管轄裁判所に委ねる。

第 207 条：譲渡は、権利所有者に対して更新できる。更新について、契約当事者一方の要請を受けて、契約内容について再交渉できる。

第 208 条：譲渡は、漁業・養魚担当大臣の文書による許可無しでは、修正したり他の人間に譲渡できない。

第 209 条：譲渡契約に規定した権利と義務の遂行以外にも、契約当事者双方は、漁業・養魚に関する法規制に準じるものとする。

第 4 章：特別管理制度

セクション 1：関連水面とその制度

第 210 条：乱獲された状態の漁業資源で、漁業が経済的に重要な地域の過水時面積 5 千ヘクタール以上の水面については、特別管理制度を受ける。これらの水面は経済利益となる漁業区域とする。

第 211 条：上述の分類に入る水面リストは、漁業・養魚担当大臣の提案後の閣僚決定による政令で規定する。

第 212 条：経済利益となる漁業区域での漁業活動には下記に従わなくてはならない：

- a) 対象経済利益となる漁業区域指定の漁業許可証取得
- b) 経済利益となる漁業区域での操業漁民全数の厳守

第 213 条：経済利益となる漁業区域指定の漁業許可書は、本編で規定した漁業許可証一般制度に従うものとするが、経済利益となる漁業区域管理委員会への申請の規定を例外とする。この漁業許可証の有効性は、対象となる経済利益となる漁業区域指定区域内に限定する。

セクション 2：管理

第 214 条：経済利益となる漁業区域での漁業資源管理と漁業整備は、下記に委員会と呼ぶ各区域に設置した管理委員会に委任する。

第 215 条：委員会には、主として経済利益となる漁業区域管理計画を作成し、この区域指定の漁業許可書を発行する業務がある。
委員会の設立、構成、業務、運営は、漁業・養魚担当大臣省令で明記する。

タイトル III・養魚活動管理と発展

第 1 章：定義と規制

第 216 条：養魚と、商業、科学、実験、消費、再放魚を目的とした水棲生物の飼育活動全てを指す。

第 217 条：国有地正式規制と他の省の管轄厳守を別として、漁業・養魚担当大臣は、養魚施設の規制制定と許可申請割当基準を規定するあらゆる措置を講じることができ。

第 218 条：漁業・養魚担当大臣の正式な許可がない限り、養魚施設を設立することはできない。
必要な技術的知識と経済手段を持つ私法の個人と法人は全て、養魚施設許可証を申請する資格がある。申請者の資格基準は省令で規定する。

第 219 条：養魚場が他の水源に通じていて放魚により支障を来し、次のような影響が出た場合、養魚場の設立が許可されない場合もある：

- 河川や水の流れに対する魚の行き来の中断、
- 魚の生活を脅かすような水量不足や水質の劣化

第 220 条：養魚場には全て、所有水源と公有水源の連絡を絶つことのできる装置を装備しなくてはならない。養魚場の水汚染や魚の病気が発生した場合、漁業・養魚担当大臣は追加救援対策設置を命令できる。

第 221 条：科学又は実験目的の養魚場設立に関する許可証申請には、実施プロジェクトの詳細計画を添付しなくてはならない。この場合、漁業・養魚担当大臣は下記を要求することができる：

- a) 許可権利獲得者の負担で事業に指名したり協力するブルキナファソ国籍の科学者
- b) 研究事業中に収集したデータ全部と、データ処理と分析を漁業・養魚担当大臣に通知した後得た結果

第 222 条：養魚場設立許可は、水資源大臣、農業大臣、動物資源大臣、国有地大臣の審議を受けた後漁業・養魚担当大臣が与える。

第 2 章：養魚場の譲渡

第 223 条：養魚場目的で、公有地の一部をなす土地や水源整備あるいは公有地から発生する採水が必要とする土地整備を希望する私権の個人や法人は全て国家に対し譲渡を申請する義務がある。

譲渡契約の形式、条件、期間は本法律適用文で規定する。

第 224 条：契約締結の際規定する仕様書では、契約者の権利と義務を規定する。権利獲得者には、個人的に権利と義務事項の履行が義務付けられている。

第 225 条：譲渡申請書は、漁業・養魚担当大臣が検査するが、必要であったり、環境大臣の要請を受けて、環境に対する影響調査を実施することができる。この調査結果が非常に悪い場合、養魚場譲渡を与えることはできない。

第 226 条：譲渡は、水資源大臣、農業大臣、動物資源大臣、国有地大臣と評議した後、漁業・養魚担当大臣が与える。

養魚場譲渡に関するあらゆる拒否については、正当な根拠がなくてはならない。

第 227 条：漁業譲渡権の更新と譲渡に関する規定を、養魚場譲渡にも同じ条件で適用する。

タイトル IV：水質保全、漁業物の衛生と品質

第 1 章：水質保全特別対策

第 228 条：水面の岸の占有、整備、露出などの作業に許可を与える前、漁業や養魚利益が作業から影響を受ける場合、管轄行政機関は、漁業・養魚担当大臣に意見を求めなくてはならない。

第 229 条：産卵場、魚の繁殖場、食物摂取場、食物保存場を破壊する性質の作業、河川床

の建造物設置、整備、土木工事については、漁業・養魚担当大臣への事前通知が必要である。

第 230 条：水量を変えたり、水棲生物の行き来を妨げる分岐、集水、直接間接の揚水作業、すなわち一般的に漁業と養魚の利益に影響を与えるあらゆる工事を許可・着手する前に、環境大臣は、環境に関する影響調査を実施し、漁業・養魚担当大臣に事前答申しなくてはならない。

第 231 条：水中への物質投棄は全て環境法に従い、水資源大臣、保健大臣、環境大臣、鉱業大臣の共同省令で規定した規格を厳守し、実施しなくてはならない。

第 232 条：魚を破壊したり栄養摂取、生息地、食物の質に危害を与える作用や反作用を伴う物質を河川へ直接又は間接的投棄したり流した人間全員、水に関する法規に従い罰せられる。

第 2 章：製品の衛生と衛生検査対策

第 233 条：保健大臣と動物資源大臣など他の管轄大臣と協調して、漁業・養魚担当大臣は漁業と養魚製品の衛生と品質規格を規定する。

第 234 条：保健大臣並びに動物資源大臣と緊密に協力して、漁業・養魚担当大臣はブルキナファソ水源での捕獲物の衛生検査対策を活用と適用を推進しなくてはならない。

第 235 条：本法律の解釈では、魚処理施設とは、ブルキナファソ国内あるいは海外に販売目的で魚を缶詰貯蔵、干物、塩漬、煎製、冷却、氷詰、冷凍あるいは他の方法で処理する設備を指す。

第 236 条：他の管轄省庁の割当事項厳守以外に、処理施設の選択との運営については、漁業・養魚担当大臣の事前許可を受けなくてはならない。

第 237 条：漁業・養魚担当大臣は、他の管轄省庁と協調して、魚処理施設の建設、運営、生産に関する衛生と品質規格並びにこれらの施設業務に関する検査条件の衛生品質規格を規定する。

第 3 章：漁業製品の運送と商業化

第 238 条：漁業・養魚担当大臣は、他の管轄省庁と協力して、漁業・養魚製品の運送条件

に関する適切な対策を講じる。

第 239 条：商業大臣は、漁業・養魚担当大臣と協力して、漁業製品の商業並びに流通網の合理的組織作りに必要な法規制案を作成しそれを閣僚に提出する。

第 240 条：漁業製品の商業許可証を所持しない限り、何人もこの種の製品の商業活動を行うことはできない。

第 IV 編 - 違反の処罰

第 1 章：違反の追求と確認

第 241 条：この法律規定違反は、水資源・森林局の宣誓した職員、協力部署、司法警察官が捜索・立証する。

第 242 条：宣誓職員は、捜査、確認、捜索を行うため、家宅捜索することができる。捜索権については、最低 2 名の証人立会いの下、少なくとも 2 名あるいは 1 名の職員により行使しなくてはならない。
しかしながら、現行犯以外の家宅捜索活動については、21 時から 6 時まででは禁止する。

第 243 条：宣誓職員は、任務により必要となされた場合にはいつでもあらゆる車両や船舶を視察できる。必要な場合、宣誓職員は、任務に当局代表者を立ち合わせることもできる。

第 244 条：確認、捜査、捜索については、水資源・森林局宣誓職員あるいは司法警察官の作成した調書の対象となる。
この調書には、事実と正確な状況の明確な陳述、身分証明、ある場合は証人の宣誓書を記載する。

第 245 条：宣誓職員の作成調書は、偽造申し立てが提出されるまで証拠となる。
偽造申し立てを望む被疑者は、召喚状で指示した公判日の少なくとも出廷 1 週間前に申し立てを行わなくてはならない。

第 246 条：宣誓を行っていない職員は報告書しか作成できない。尚、この報告書は反証が行われるまでに限り証拠となる。

第 2 章：訴権と起訴

第 247 条：刑事裁判所に対する省庁権以外に、管轄刑事裁判所に対する訴権と起訴は、水資源・森林行政機関の総局長又はその代理人が直接行う。
水資源・森林行政機関総局長又はその代理人は、裁判所で事件について陳述し、申し立て書を提出する権利がある。

第 248 条：森林・動物相・漁業に関する判決は、水資源・森林行政機関局長に報告され、同局長は、刑法で規定した期日以内に第 1 審判決に対して控訴を提起できる。

第 249 条：森林・動物相・漁業に関する公訴は 1 年で時効となる。

第 3 章：差し押さえと押収

第 250 条：不正な方法で収獲した森林・動物相・漁業製品は、刑法適用を受けるだけでなく、全て押収される。
違反に使用した手段は、訴訟が採決されるまで保管のため、差し押さえる。

第 251 条：森林・動物相・漁業製品を押収する場合、違反確認調書には、これらの押収品を明記する。

第 252 条：押収された森林・動物相・漁業製品は、水資源・森林行政機関総局長が公的競売で売買する。

第 4 章：示談

第 253 条：判決前あるいは判決中に、水資源・森林行政機関総局長又はその代理人が提案した示談提案を犯人が受諾すれば、森林・動物・漁業に関する法規制に対する訴訟を中止することができる。

第 254 条：和解金額は、示談行為で規定した期日以内に必ず支払わなくてはならない。支払わない場合には、訴訟となる。
罰金と示談金の 30 パーセントが調書作成者と情報提供者に支払われる。適用法律文で徴収と分配方法を規定する。

タイトル II - 様々な違反と刑罰

第 255 条：裁判所が下す押収、返還、復元以外にも、森林・動物相・漁業に関する法規制違反には本法律第 258 条とそれ以降の条項で規定する刑罰を加える。

第 256 条：これらの刑罰は、再犯又は夜間や動物保護区で犯した違反の場合 2 倍となる。
権利獲得者、ガイド、水資源・森林部署職員が犯した場合も同様である。

第 257 条：公務執行妨害や犯罪に関する刑法規定は、法規制や当局の命令行使を行う水資源・森林部署職員に対する攻撃、激しい抵抗、暴力行為全てに適用する。

第 1 章：森林に関する違反行為

第 258 条：下記の違反者に対して、10 万フラン以上百万フラン以下の罰金と 6 ヶ月以上 3 年以内の禁固刑のいずれかを課す：

- 指定林、国立公園、保護地区での無節制に意図的に火を付けた人間（放火）、
- 植林・復元地域を破壊した人間、
- 事前許可無しで森林製品工業開発を行った人間

第 259 条：下記の違反者に対して、5 万フラン以上 60 万フラン以下の罰金と 3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑のいずれかを課す

- 保護林に無節制に火を付けた人間、
- 指定林に怠慢や軽率な行為により、無節制な火事を引き起こした人間、
- 指定林で許可無しに開墾をした人間
- 保護林の種を破壊した人間

第 260 条：下記の違反者に対して、2 万フラン以上 20 万以下の罰金と 1 ヶ月以上 1 年以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 事前許可無しで森林製品商業開発を行った人間
- 放牧に解放していない森林に動物を野放しした人間
- 事前許可無しで森林製品の貯蔵や運搬を行った人間
- 事前許可無しで生木を伐採した人間

第 261 条：下記の違反者に対して、5 千フラン以上 5 万フラン以下の罰金を課す

- 樹木の枝下ろしや伐採を行った人間
- 許可無しに、観光や科学目的で、指定林内部を巡回した人間
- 指定林の標識、道路標識、境界施設を移動したり破壊した人間

第 262 条：種の状況を考慮し教育目的で、裁判所は上述の条項で規定した罰則について公共利益を持つ労働に替えることができる。

第 2 章：動物相に関する違反行為

第 263 条：下記の違反者に対して、10 万フラン以上百万フラン以下の罰金と 6 ヶ月以上 3 年以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 国立公園や動物全面保護区内で狩猟や捕獲行為をした人間、
- 全面保護動物を狩猟した人間

第 264 条：下記の人間に対して、10 万フラン以上 50 万フラン以下の罰金と 3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 許可証保持しないで、権利獲得者やガイドの職業を行った人間、
- 譲渡された地域以外で狩猟活動を組織した人間

第 265 条：下記の違反者に対して、5 万フランから 30 万フラン以下の罰金と 3 ヶ月以上 1 年以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 狩猟許可証無しで狩猟する人間、法定狩猟解禁シーズン以外に狩猟した人間、許可証が許可した権利以外を行使して狩猟した人間
- 傷付いた動物や妊娠している雌動物を殺したり、卵を集めたり、鳥の巣を壊した人間
- 動物相の無秩序な破壊をした人間、この場合保護リストに記載されない種も含まれる。

第 266 条：下記の違反者に対して、5 千フラン以上 5 万フラン以下の罰金を課す：

- 国立公園と動物保護区内部に許可無しで入ったり、巡回したり、滞在した人間
- 国立公園と動物保護区内部で禁止行為や禁止活動を行った人間
- 密猟と分かっている野生肉を受け販売した商人。この場合、動物相大臣はバー、ホテル、レストランの場合、3 ヶ月以上 6 ヶ月以下の閉鎖を行政令で命じることができる。
- 許可無しに野生動物を所有したり飼育する人間

第 267 条：種の状況を考慮し教育目的で、裁判所は上述の条項で規定した罰則について、公共利益を持つ労働に替えることができる。

第 3 章：漁業・養魚に関する違反行為

第 268 条：下記の違反者に対して、2 万フラン以上 20 万フラン以下の罰金と 1 ヶ月以上 1 年以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 漁業で禁止の漁法、物質、機械を使用したり、技術規格が現行法規で許可した規格に適合していない漁法、物質、機械を使用した人間、
- 捕獲を禁じる種の漁業をした人間
- 禁止地域や禁止期間に漁業をした人間、
- 許可無しで生きている魚を輸入した人間

第 269 条：下記の違反者に対して、1 万フラン以上 10 万フラン以下の罰金と 15 日以上 6 ヶ月以下の禁固刑のいずれかを課す：

- 許可証無しで漁業活動を行った人間、
- 他者に属している漁業用船舶、網、機械を破壊したり傷つけた人間
- 許可無しで養魚活動を行った人間

第 270 条：漁業が禁止されている漁業資源を売買・輸送した人間に対して、5 千フラン以上 5 万フラン以下の罰金を課す。

第 271 条：種の状況を考慮し教育目的で、裁判所は上述の条項で規定した罰則について、公共利益を持つ労働に替えることができる。

第 V 編 - 仮規定と採集規定

第 272 条：下記のような以前の反対規定は全て廃止する：

- オート・ヴォルタでの動物相保護と狩猟活動に関する 1968 年 12 月 1 日付命令 68-69 号
- オート・ヴォルタの漁業組織と規制に関する 1981 年 5 月 9 日付命令第 81-009/PRES/CMRPN/ET

第 273 条：本法律は国家法として施行する。

このように 1997 年 1 月 31 日ウアガドゥグウの会期で作成・議決された。

会期事務官

パティオ・イサイエ・トラオレ

議長

ジャン・マリー・ソムダ

第 2 副大統領